

令和7年度 人吉市立第二中学校 PTA総会資料

令和7年4月24日(木)

1 PTA 会長あいさつ

2 校長あいさつ

3 議長選出

4 議案事項

第1号議案 令和6年度事業報告

第2号議案 令和6年度収支決算及び監査報告 **※紙資料あり**

第3号議案 人吉市立第二中学校PTA表彰・慶弔規定, PTA規約, 表彰者紹介

第4号議案 役員等選出 **※紙資料あり**

第5号議案 令和7年度努力目標及び事業計画

第6号議案 令和7年度収支予算 **※紙資料あり**

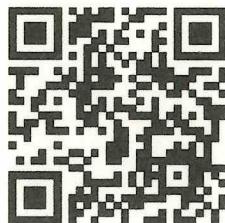
5 表彰

6 本年度職員紹介

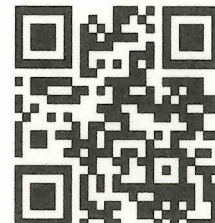
7 その他資料

- けが等の医療費（スポーツ振興センター）
- 給食費
- ビジサポ、県P共済について
- 子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）
- その他

※ 本年度 PTA 総会の資料は、人吉二中ホームページ「配付プリント関係」に掲載しております。ホームページを検索するか、左下のQRコードを読み込んでいただくと閲覧することができます。なお一部資料については、情報漏洩防止の観点から、紙資料のみで配付させていただきます。



人吉二中ホームページ「配付プリント関係」
<https://jh.higo.ed.jp/hitoyoshi2jhs/>



人吉二中安心メール登録
安心メールに未登録の方は、上のQR
コードを読み取り登録してください。

空メール送信 (ni.jhs@gw.ansin-anzen.jp)
→返信された登録フォームにて登録

※返信されない場合は、件名に「あ」と入力して送信してみてください。

令和6年度PTA事業報告

月	本部	1年部			2年部			3年部			専門部				備考			
		1年部	2年部	3年部	1年部	2年部	3年部	広報部	保健体育部	家庭教育部	環境美化部							
4	②PTA総会	②5学年PTA	②5学年PTA	②5学年PTA											②5部活動後援会総会			
5	①第1回運営委員会 ①合同役員会 ⑦あいさつ運動 ⑬体育大会												①合同役員会 ⑬体育大会 ②⑨集団宿泊教室 交通整理協力	②②市P連家庭教育部会 ①合同役員会	①合同役員会			
6	④あいさつ運動 ⑦市P連総会 ⑦第2回運営委員会															⑬読み聞かせ		
7	⑤あいさつ運動 ⑤4校交流会 ⑤人権教育研修会 ○地区懇談会(書面) ②市P連座談会	⑤学年PTA ⑬防犯ハトール	⑤学年PTA ⑬防犯ハトール	⑤学年PTA ⑬防犯ハトール ⑭PTA行事反省会									①広報委員会 ○新聞仕分け ⑬1学期号発行					
8	⑬親子美化作業	⑬防犯ハトール	⑬防犯ハトール	⑬防犯ハトール ⑭PTA行事反省会									⑬親子美化作業(中原校区)					
9	③あいさつ運動 ⑬第3回運営委員会																	
10	①あいさつ運動 ②⑨九州PTA長崎大会	⑨防犯ハトール	⑨防犯ハトール	⑨防犯ハトール ⑩第3回役員会									②熊本市家庭教育部会研修会 ③市P連家庭教育部会			⑭読み聞かせ		
11	⑤あいさつ運動 ⑨熊本県PTA研究大会 ⑩二中祭協力 ⑭市P連体育事業 ⑳門松づくり																○選考委員会	
12	③あいさつ運動 ⑬第4回運営委員会	⑬学年PTA ⑭防犯ハトール	⑬学年PTA ⑭防犯ハトール	⑬学年PTA ⑭防犯ハトール									⑩パザー準備 ⑩パザー	⑩パザー準備 ⑩パザー			○選考委員会	
1	⑭あいさつ運動 ②市P連家庭教育講演会																	○選考委員会
2	④あいさつ運動 ③第5回運営委員会																	⑩読み聞かせ
3	④あいさつ運動 ⑨卒業式	⑭学年PTA	⑭学年PTA	⑭卒業を祝う会														

人吉市立第二中学校PTA表彰・慶弔規定

第1条 目的

人吉市立第二中学校PTA会員相互の親和を深めることを目的として、この規定を設定する。

第2条 経費

本規定の運営のために要する経費は、PTA予算より支出する。

第3条 運営

1 表彰について

(1) 本会の運営委員会及び監査として、本会の運営活動に貢献した会員については、本会を去る時点で表彰する。

○会長1年以上

○下記役員を通算で2年以上

記：副会長・書記・会計・運営委員・監査

(2) その他、特に表彰することが適当と認められた者については、PTA運営委員会の協議決定に基づいて表彰する。(PTA会員以外の者も含める。)

(3) 表彰はPTA会長及び学校長の連名にて行う。

(4) 表彰は、総会において行う。但し、事情によっては臨時にこれを行う。

2 慶弔について

(1) 生徒及び会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円を贈り、会葬する。

(2) 職員の父母又は配偶者の死亡の場合は、弔慰金として5,000円を贈る。

(3) その他、特別な事由が生じた場合は、執行部会の協議により対処する。

付 則 本規定は平成5年4月1日より施行する。

本規定は平成29年4月1日より施行する。

本規定は平成30年4月1日より施行する。

本規定は平成31年4月1日より施行する。

上記規定により、2名の方を表彰させていただきます。

告本寛之 様

面昭則 様

本会への貢献、大変ありがとうございました。

人吉市立第二中学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、人吉市立第二中学校PTAと称し、事務所を人吉市立第二中学校（以下「本校」という。）内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、生徒の幸福と健全な成長のために保護者と教師が協力して家庭と学校との連絡を緊密にし、社会における教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の活動をする。

- (1) よい保護者よい教師となるために、学習・文化活動を進める。
- (2) 教育に対する理解を深め、これを援助し、生徒の生活環境の改善に努める。
- (3) 家庭と学校を通じ、教育運動をすすめながら実践活動に努める。
- (4) 公教育費の拡充を図る努力をする。
- (5) 生徒の教育諸活動による健全な心身の育成を図るために、教育活動後援会を結成する。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、生徒の福祉に関係ある他の団体に対しては積極的に協力する。

第5条 本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする事業は行わず、かつ、本会の事業以外で、どのような目的のためにも本会の名称や役員の名前を用いない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、本校の生徒の保護者及び職員とする。

第5章 会員の権利と義務

第7条 本会の会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第8条 会員は、すべてのことに平等の権利と義務を有する。

第6章 役員、監査、専門部長及び地方委員長とその任期

第9条 本会に次の役員及び監査を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人（うち1人は女性とする。）
- (3) 書記 若干名（職員若干名、保護者2人）
- (4) 会計 2人（職員1人、保護者1人）
- (5) 監査 3人

第10条 役員、監査、専門部長及び委員長（以下「役員等」という。）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員等は、任期終了後といえども、新役員等の選任まではその職務を行うものとする。

第11条 役員、監査、専門部長及び委員長に欠員を生じた場合は、次に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

- (1) 会長に欠員を生じた場合は、副会長の中から互選により会長の職務を代理する者（以下「会長職務代理者」という。）を選考し、運営委員会の承認を得なければならない。
- (2) 副会長、書記、会計及び監査に欠員を生じた場合は、役員は後任者を選考し、運営委員会の承認を得なければならない。
- (3) 専門部長及び委員長に欠員を生じた場合は、副部長及び副委員長を職務代理者（副部長及び副委員長が複数ある場合は、互選による。）とし、運営委員会の承認を得なければならない。
- (4) 会長職務代理者及び補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 本条の規定により会長職務代理者を選考し、又は役員等の補充を行った時は、速やかに会員に対し周知するものとする。

第7章 役員、監査、専門部長及び地方委員長の選出

第12条 役員、監査、専門部長及び地方委員長の選出は、選考委員会を設置し、候補者を選出する。ただし、選考委員長は、選考委員会の互選とする。

- 2 選考委員会は、1学年及び2学年委員長、各専門部長、職員若干名、地方委員代表各校区2人によって構成する。この場合において、地方委員各校区代表は、地方委員会で選出する。
- 3 選考委員会は、第9条に規定する役員、監査、専門部長及び地方委員長の候補者を選出し、候補者の了解を得て定期総会に諮り、その承認を得て決定する。
- 4 選考委員会は、その任務の終了したときに解散する。

第8章 役員及び監査の任務

第13条 役員及び監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括代表し、会の運営上必要な会合を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の記録、通知など会の運営上必要な事務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 監査は、必要に応じ会計を監査し、定期総会にその結果を報告する。

第9章 総会

第14条 総会は、本会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、毎年度初めに開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたととき、又は会員の10分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。

第15条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 予算の決定
- (2) 決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員等の選任（ただし、第11条によるものを除く。）

第16条 総会は、全会員の過半数の出席によって成立する。この場合において、欠席者は、委任状を提出することをもって出席とみなすことができる。

第17条 総会の議事は、第33条に規定するものを除き、出席者の過半数で決する。

- 2 総会の議長は、その都度総会において、選出する。

第10章 運営委員会

第18条 運営委員会の構成は、別表第1のとおりとする。

第19条 運営委員会は、本会の運営及び企画、予算案の作成並びに総会で決定された事項の処理に当たる。

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第21条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席を必要とし、議事は、出席者の過半数で決する。

第11章 委員会及び専門部会

第22条 本会に次の委員会を設ける。

(1) 地方委員会 各地域における教育環境を醸成し、生徒の校外における生活指導、学校と保護者との提携推進を図る。

(2) 学年委員会 学年における教育課程及び生徒の健全育成の推進に協力し、学年PTAの運営及び学年相互の連絡協調を図る。

第23条 委員会委員の選出と構成は、次のとおりとする。

(1) 地方委員会の委員は、各地区から若干名選出し、委員の互選によって副委員長3人を選出する。

(2) 学年委員会は、各学級において選出された委員と各学年所属職員によって構成し、委員の互選により委員長1人、副委員長2人を選出する。

第24条 本会には、次の専門部を置く。

(1) 広報部 本会の活動の意義及び事業についての共通理解促進並びに会員相互の意思疎通を図る。

(2) 保健体育部 生徒と会員の健康の増進及び体力の向上に努め、会員相互の融和親睦を図るとともに、生徒の登下校時等の安全確保に努め、学校と保護者との提携推進に努力する。

(3) 家庭教育部 生徒の心理的・身体的発達と学校教育課程に対する理解を深め、この部の独自性を生かし情操教育の推進に努める。

(4) 環境美化部 学校内整備に当たり、教育環境の向上に努める。

第25条 各専門部員の選出は、各学級から専門部の部員1人ずつを選出する。ただし、各学級から選出できない場合は学年から選出するものとする。

2 各部の総会にて部員の互選により副部長を2人を選出する。

第26条 委員並びに専門部員は、会員の意見をとり入れ、取捨選択して議題の内容を豊かにするとともに、それらの意見を委員長、副委員長、部長、副部長を通じて運営委員会に反映させるように努める。

第27条 各委員長、副委員長及び各専門部長、副部長は、本会の役員並びに他の委員長、副委員長、専門部長、副部長を兼任してはならない。

第12章 特別委員会

第28条 本会は、必要に応じて、総会の議決によって、特別委員会を設置することができる。この場合において、特別委員会は、その付託された事項を企画し、又は具体策を運営委員会に反映させ、付託事項、経過及び結果を総会に報告した後に解散する。

第13章 会計

第29条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第30条 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第31条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14章 規約の改正

第33条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。この場合において、改正案は、総会開催の少なくとも5日前に全会員に知らせておかなければならない。

第15章 細則

第34条 会長は、本会の運営上必要と認めるときは、運営委員会の承認を得て細則を定めることができる。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

昭和47年5月16日一部改正

昭和51年5月15日一部改正

昭和52年5月28日一部改正

昭和54年5月26日一部改正

昭和55年5月17日一部改正

昭和56年5月16日一部改正

昭和57年5月15日一部改正

昭和61年5月15日一部改正

平成 4年5月14日一部改正

平成13年5月 9日一部改正

平成17年4月28日一部改正

平成19年4月27日一部改正

平成22年4月30日一部改正

平成23年4月28日一部改正

平成26年5月 2日一部改正

平成31年4月26日一部改正

令和 4年4月 1日一部改正

別表第1（第18条関係）

役員、校長、教頭、主幹教諭、各学年委員長、地方委員長、各専門部長、各学年主任、生徒指導主事、PTA 担当職員、事務職員

人吉市立第二中学校選手派遣費運用規定

人吉市立第二中学校に在籍する生徒の中体連大会等の出場に付いて、人吉市立第二中学校教育活動費より本運用規定に則り選手派遣費の補助を行うものとする。

(1) 選手派遣費

①対象大会及び補助活動

(a) 補助の対象大会は部活動による中体連大会に伴う県大会、九州大会、全国大会とする。尚、部活動以外の学校代表（PTA会長、学校長双方が承諾したもの）として参加する活動に付いては補助の対象とする。

(b) PTA会長、学校長双方の承諾を得た部活動及び学校代表であれば(文化部の活動を含む)選手派遣費予算を超えない範囲で補助等を助成できる。PTA会長、学校長の承認を得た部活動及び活動は当該年度のみ有効とする。PTA会長、学校長は、各活動の承認を出す際には必ず運営委員会に報告をする事。

※承認対象 3年連続対象大会補助を受けていない部活動
学校代表で参加する大会、文化コンクール、英語暗唱大会等（選手派遣費予算内）

②補助の内容

(a) 大会参加に伴う選手派遣費は、選手 1 名につき定額を支給する。選手とは大会登録選手とする。選手への補助であり日数等は関係しない。

開催地	補助額	
熊本県内	日帰りの場合(一大会 2 回までとする。)	1,500 円
	宿泊の場合	4,000 円
九州管内 (沖縄を除く)	日帰りの場合	4,000 円
	宿泊の場合	6,000 円
九州管外 (沖縄を含む)		10,000 円

(b) 3年連続補助を受けてない部活動に付いては熊本県内（1,500 円）を基準に補助を出す。ただし、上限を 15,000 円とする。

(2) 特別積立金

全国大会に出場する場合だけ特別積立金を使用し、補助額は開催地にかかわらず、1 人 10,000 円とする。ただし特別積立金を使用した場合には積立金 500,000 円 を上限とし随時積立てを行うものとする。

(3) 貸付制度

人吉市の大会及び文化関係出場派遣費助成基準に則り全額貸付を行うものとする。貸付を受けた活動については、翌年度の人吉市からの助成金をもって当貸付制度に返金するものとする。尚、この貸付制度については、人吉市の大会及び文化関係出場派遣助成基準に則って貸付する為、本規定の対象大会及び補助活動に該当しなくても貸付を行うものとする。

(4) 同窓会寄付

人吉市立第二中学校同窓会の規定により支援していただく。

付則 平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)(1)の②の(b)については、平成 28 年度及び平成 29 年度中に該当する対象についても、適用するものとする。

人吉二中教育活動後援会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、人吉市立第二中学校 PTA 規約第3条第5号の規定に基づき、教育活動後援会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本会を「人吉二中教育活動後援会」と称し、事務所を人吉市立第二中学校（以下「本校」という。）内におく。

(会員)

第3条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校職員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 学校教育諸活動への協力と援助
- (2) 文化並びに体育の振興のための、部活動の育成と後援
- (3) その他、本会の目的の趣旨に添う諸活動の協力と援助

(役員等)

第5条 本会の役員は、本校 PTA 役員で構成する。

- 2 会長は、本校 PTA 会長をもって充て、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 部長は、各部を指導する本校職員をもって充てる。
- 4 部活動後援会長は、各部の後援会代表をもって充てる。

(会議・運営等)

第6条 本会の会議は、総会、役員会、部活動部長会及び部活動後援会長会とする。

- 2 総会は、本校 PTA 総会をもってこれに充て、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 役員会は、本校 PTA 運営委員会をもってこれに充て、本会の運営に関し、必要な事項を協議する。
- 4 部活動部長会は、随時開催する。
- 5 部活動後援会長会は、各学期に1回の会議を開催する。
- 6 部活動後援会長は、各部後援会の総会を開催し、その結果を役員会に報告する。
- 7 部に本校職員以外の指導者を置く場合は、本校職員及び部長会が協議し、総会で決定し、校長と会長が委嘱する。

(収入)

第7条 本会の収入は、会員の会費、分担金及び助成金とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第9条 本会の会費は、教育活動費とする。

- 2 教育活動費は、本校に在籍する生徒人数に定額を乗じた金額とする。
- 3 会費の金額及び納入方法は、役員会で審議し、総会において決議する。

(支出)

第10条 本会の支出項目は、次のとおりとする。

- (1) 教育諸活動費
- (2) 教育諸活動の生徒派遣費
- (3) 大会等の選手派遣費
- (4) 教育諸活動の生徒引率費
- (5) 大会等の選手引率費
- (6) 運営及び事務費
- (7) その他

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

PTA活動

1 令和7年度人吉二中 PTA 努力目標

(目的) PTA 規約第2条

本会は、生徒の幸福と健全な育成のために、保護者と教職員が協力して、家庭と学校との連絡を密にし、社会における教養を高めることを目的とする。

人吉二中 PTA 努力目標

1 健全な青少年の育成指導

- (1) 学校、家庭、地域の連携協力と地域教育力の充実に努める。
- (2) 健全で明るい家庭づくりと、基本的な生活習慣の確立に努める。
- (3) 校外における健全な生活態度の育成指導に努める。
- (4) 地区別懇談会への積極的参加と、運営の工夫・推進に努める。

2 会員研修及び各部活動への創意工夫と積極的推進

- (1) PTA 諸研究会等へ積極的に参加する。
- (2) 会員の研修活動の推進強化に努める。
- (3) 学校教育方針の理解と協力を努める。
- (4) 人権教育への理解を深め、研修を推進する。

3 教育環境の整備充実への協力

- (1) 美しい学校づくりの推進に協力する。
- (2) 教育条件整備へ積極的に協力する。
- (3) 地域社会環境の整備に努める。

令和7年度 重点目標

魂燃やせ、二中生
夢への一步は、やったもん勝ち

令和7年度人吉二中 PTA 事業計画概要（案）

<事業計画推進体制>

部・委員会	目 的	事業内容
本部	会全体の運営。会員研修。活動への参加促進。他校や地域との連携推進。	総会・運営委員会等。家庭教育講演会。読書及び読み聞かせの推進。
学年部 (学年委員会)	学年内の保護者の融和。学年活動への理解促進。生徒の健全育成の推進に協力。学習支援。	学年懇親会の開催。 学年行事の実施。 防犯パトロール（年数回）
地方委員会	各校区での保護者の融和。校区特有の課題解決。	体育大会。親子美化作業（夏／作業分担）。地区懇談会の開催。校区一斉あいさつ運動への参加。
広報部	PTA活動の意義、取組、成果の周知。会員の共通理解の促進。	PTA新聞の作成。 行事記録への協力。
保健体育部	体育行事の支援。健康づくりや体力づくりに関し、保護者の理解を進め、家庭における実践を促進する。また、子どもの健全育成に、保護者の理解をすすめ、家庭における実践を促進する。	体育大会、二中祭、集団宿泊教室・修学旅行・卒業式等における交通整理。 門松づくり。
家庭教育部	PTA活動において、保護者ならではの視点を維持確保する。保護者同士の仲間づくり。	体育大会協力。バザー。エプロン補修等。市P家庭教育部との連携。家庭教育研修等。
環境美化部	環境づくりの支援。子どもたちの心を育てるための美しい環境、豊かな環境を提供する。	体育大会（美化活動）。 親子美化作業（実施運営）。 門松づくり（主）。
全会員	上記の活動は、会員の皆様のご協力がないと成り立ちません。 ご参加よろしく申し上げます。	

令和7年4月24日
人吉市立第二中学校

保護者の皆様へ

学校管理下におけるけが等の医療費について(お知らせ)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

新学期が始まり、子ども達も元気に学校生活を送っております。

さて、学校生活におけるけが等につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付が適用されます。人吉市では子ども育成医療費助成により、満18歳になる年度末までの子ども医療費が全額市負担となっておりますが、学校生活においてのけが等の医療費については、日本スポーツ振興センターが優先となり、子ども育成医療費は使えません。治療に要した費用につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付になります。ご面倒ではありますが、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

* 学校生活におけるけがとは？

- ・ 授業中
- ・ 昼休み、休憩時間中
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ・ 修学旅行・集団宿泊教室等
- ・ 部活動(承諾書を出して参加した大会を含む)

* 医療費について

給付額 「自己負担額」+「総医療費の1割」です。

(例)

総医療費10,000円 (10割)		
医療保険負担分(国保・社保・共済など) 7,000円(7割分)	自己負担額(窓口負担) 3,000円	1割分

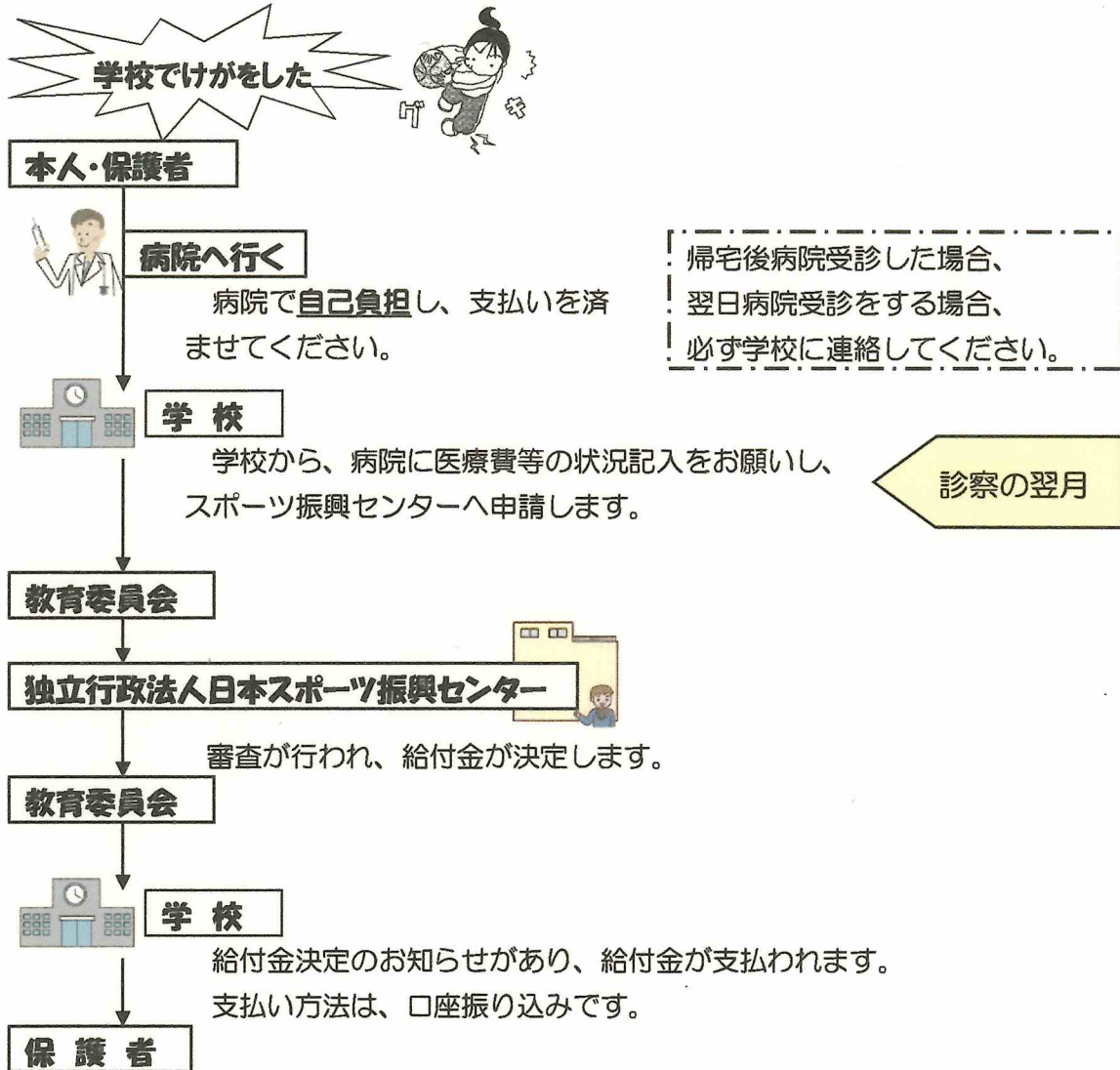
$$\begin{aligned} \text{給付額} &= 3,000\text{円(自己負担)} + 1,000\text{円(1割)} \\ &= 4,000\text{円} \end{aligned}$$

センターより1割分の
1,000円がお見舞金
として給付されます。

* 共済掛金(年額 935円)

保護者負担額 460円 (人吉市教育委員会負担額 475円)

○ 給付金の請求から給付までの流れ(人吉二中の場合) ○



令和7年度 学校給食費について

学校給食センターを運営するには、多くの費用がかかります。そのうち、施設の管理費や人件費などは人吉市が負担し、学校給食に係る食材費については、保護者負担となります（学校給食法第11条）。

一食あたりの単価を定め、次に示す食材実費相当額を保護者の皆様にご負担いただきます。

一食単価については、これまでの単価では、児童生徒の成長に必要な質や量を確保できない状況になりましたので、令和6年度に引き続き増額改定することになりました。

増額改定分につきましては、昨年同様に市が全額負担しますので保護者負担は据え置きとなります。

◆令和7年度 学校給食費の単価（食材実費相当額）

学校区分	年間給食回数	学校給食費		市負担額※	保護者負担額	備考（参考）
小学校	184回	一食単価	280円	98円	182円	令和6年度一食単価
		年間	51,520円	18,032円	33,488円	266円
中学校	180回	一食単価	327円	106円	221円	令和6年度一食単価
		年間	58,860円	19,080円	39,780円	310円

※子育て世代の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を人吉市が負担しています。

◆学校給食費月額及び口座振替日、納期限について

令和7年度	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
口座振替日	5月26日	6月26日	7月28日	8月26日	9月26日	10月27日
納期限	6月2日	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日
小学校納付額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
中学校納付額	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
口座振替日	11月26日	12月22日	1月26日	2月26日	3月26日	
納期限	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日	3月31日	
小学校納付額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,488円	
中学校納付額	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,780円	

※口座振替日は、毎月26日（12月は21日）です。振替日が土・日・祝日の場合は翌平日となります。

※口座振替の再振替は行いませんので、預金不足にならないように振替日前日までに入金をお願いします。

※第11期＝年間給食費（保護者負担額）－（第1期から第10期までの合計額）

※口座振替手数料は市が負担します。

◆給食費一括納付について（令和7年度から実施）

令和7年度	第1回目	第2回目
口座振替日	5月26日	3月26日
小学校納付額	30,000円	3,488円
中学校納付額	36,000円	3,780円

※一括納付を2回に分ける理由

給食実施回数により第11期（3月納付分）金額が変更になる場合があるため、5月と3月の2回に分けての納付としています。

※学校給食費に関するお問い合わせは、人吉市学校給食センターへ ☎ 23-5052

学校賠償 プラン

教育活動をとりまく様々な賠償問題から生徒と学校を守る保険



このような場合にお役に立ちます

学校の法律上の 損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が生徒または第三者に損害をあたえた場合

教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。

生徒個人の法律上の 損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合

教職員個人の 法律上の 損害賠償責任

学校の教育活動中に教職員の個人行為(注)によって、生徒または第三者に損害をあたえた場合

(注)学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、スポーツなどの行為をいいます。

外部協力者個人の 法律上の 損害賠償責任

ゲストティーチャー、ボランティア等の外部の学校教育指導協力が、児童または第三者に損害をあたえた場合

ビジサポ学校賠償プラン

3の特長

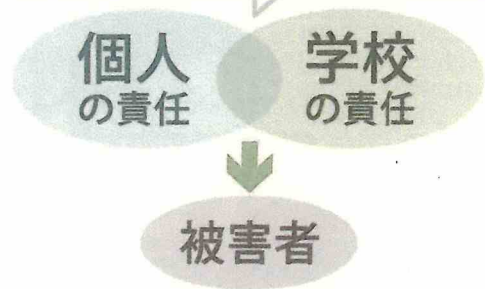
特長

1 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

1

通常の学校賠償保険では学校、教職員の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。



特長

2 生徒により自校の建物等が損壊された場合を補償します

(学校に関する特則における追加特約)

2

生徒による偶然の事故により、学校の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に補償します。(生徒個人に責任がある場合に限りです。)

※野球部の練習や試合中に打ったボールが校舎の窓を破った場合等は個人の責任ではないため補償対象外となります。

※GIGAスクール等で学校から貸与されるタブレット型コンピューターやノートパソコン等は補償対象外です。



特長

3 学校特有のリスクをカバーします

3

1 職業体験にかかわる事故

職業体験において生徒による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負った場合も補償対象となります

2 学校でいじめやセクハラがあったとして発生する慰謝料

3 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

4 生徒による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または部活動の試合会場等までの合理的な経路に限りです。

5 教職員による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路に限りです。

6 近隣住民からのクレームに対応するための法律相談費用

(クレーム等対応費用補償特約) ※保険証券記載の施設または業務に関連するクレームが対象です
支払限度額は1回の事故につき20万円、保険期間中50万円です

サイバー・情報漏えい事故補償特約の特長

- 特長 1.** 情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します。

日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウイルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます
- 特長 2.** 万が一、情報漏えい等が発生した場合でも、原因調査 ▶ 訴訟対応 ▶ 損害賠償 ▶ 再発防止の費用まで、トータルで補償します。

万全なセキュリティ対策でも、日々進化するサイバーリスクをゼロにすることはできません
- 特長 3.** 個人情報保護法改正(2022年4月施行)に対応しています。

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、お客さまが負担する被害者本人への通知にかかる費用や、個人情報保護委員会への報告にかかる弁護士報酬・コンサルティング費用を補償します

職業体験中のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



職業体験の受入先企業でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した



職業体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んでしまい骨折させてしまった



職業体験中に生徒がラーメンをお客さまにこぼしてしまい、お店が損害賠償請求を受けた



職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を生徒に落ととしてしまいケガをさせてしまった

個人行為事故のリスク(生徒、教職員および外部協力員)

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額



部活動の試合に自転車で行く途中、歩行者をはねてケガをさせた



修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落下、破損させてしまった



休み時間にキャッチボールをしていたところ、ボールがそれで先生の車に損害を与えた



外部協力員が車椅子の生徒と休憩時間に遊ぼうとしたが、よそ見をして転倒させてケガをさせた

対物超過復旧費補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 1事故につき100万円

補償内容 他人の財物の損壊等について、再調達価額、または修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

事例

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。時価は10万円と認定されたが修理(交換)費用として30万円かかる。



本来であれば損害賠償額の10万円しかお支払い出来ないが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団
令和7年度 熊本県PTA共済のご案内

～ ひとりみんなのために みんなはひとりのために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員（保護者、教職員）、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

学校で、部活動で、PTA活動で、登下校中に、などの場面で事故に遭った場合の助けとなるのが、熊本県PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の保険外治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん（PTA会員）については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の被災にも対応しています。

1. 共済掛金の額（令和7年度・年額）

P災コース

	区分	金額
加入→	小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500円
	高等学校・高等専門学校生徒等	800円
加入→	学校管理下部活動等の指導者 (PTA教職員会員、外部指導者)	500円

安互コース

加入→	PTA会員（保護者会員・1家庭）	150円
	PTA会員（教職員会員・1名）	150円
	PTA準会員・事務職、活動指導者（1名）	150円

2. 共済に加入するには・・・

加入等の手続きは、児童生徒等の在籍する学校の単位PTAを通して行います。加入ご希望の方は、単位PTAに加入申込書と規定の共済掛金を提出してください。下記の加入申込書をご使用いただけますが、各PTAで作られている加入申込書などを使用していただくこともありますので、PTAからのご案内をご覧ください。

(注) 本共済の契約者は、各学校の単位PTAとなります。単位PTAで本共済への加入が決定されている場合に、本共済へのご加入が可能となります。

熊本県PTA共済

加入申込書

PTA会長様

令和7年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。 令和 年 月 日

加入申込者 氏名（児童生徒の場合は保護者）

被共済者（加入者） 場合は別紙を添付してください。

コース	氏名
P災コース (当PTAの所属する学校に在籍するご家庭の児童生徒等について、共済に加入する方全員をご記入ください)	年 組 番
	年 組 番
安互コース	加入する <input type="radio"/> 加入しない <input type="radio"/>

提出不要

*安互コースについては、「加入する」、「加入しない」のうち該当するものを○で囲んでください。

熊本県PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで
 電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117
 HP：https://www.kumamoto-psai.net/ 電話受付時間：9：00～17：00（月～金）



子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

年 組 ()

このチェックリストは、御家庭で子どもの小さなサインの発見に活用していただくために作成したものです。

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校までこのチェックリストを御提出いただくか、御相談をお願いします。

項 目	チェック欄
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。（風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたと言う。）	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話やメール等の連絡に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品や私物がなくなったり、壊れていたりすることが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れたり、汚れたりしていることが増えた。	
11. 以前に比べると食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
13. 以前に比べると言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話やメール等の連絡で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やスマートフォンのメールやライン等を頻繁に気にするようになった。	
18. 何に対しても投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
22. 家で与えた以上のお金を持っている。	
○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。	

※ この表は「いじめ対応の手引き」（平成19年3月発行）の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて平成30年10月に作成したものです。